

竹田ゆかり 市政通信

TEL 090-3535-4474 E-mail yukari.ain@gmail.com



これからの性教育は、「包括的性教育」の理念を生かしたものに。

一般質問①

「包括的性教育」とは、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、人権など幅広いテーマを含む性教育だ。

2009年、ユネスコを中心として発表された「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」

には、性教育の新たな考え方と具体的実践の方法が示されていて、今や性教育の国際的指針となっている。「包括的性教育」は、この

指針に則った性教育であり、まさに「包括的性教育」の学びを通して自分の人権や他者の人権を理解することにつながり、子ども自身の

生き方を学ぶことにもなる。

質問：藤沢市では教員研修講座に

「包括的性教育」について学ぶ講座が開設されている。鎌倉市においても「包括的性教育」に関する講座を開設してはどうか。

部長答弁：今後、教職員の研修に

「包括的性教育」の要素を扱うよう前向きに検討していく。

質問：「包括的性教育」は鎌倉市の

ジェンダー平等プランが目指すものと一致する。担当の受け止めを聞く。



給食調理業務の民間委託は、学校現場に何をもたらしたか？

補正予算(第4号)に反対討論を行いました。

鎌倉市は2007年度から、小学校16校の給食調理業務を徐々に民間委託に切り替えてきた。その理由は、委託化により経費が安く済むからである。来年4月からは、委託校は12校となり、直営校

が4校のみとなる予定だ。補正予算第4号には、委託化の経費が含まれているため、教育的観点から委託化に反対する立場から反対討論を行った。

<反対理由の概略> この間、給食調理業務の委託化により、学校現場に様々な課題が生じている。直営校の調理員は、市の職員であるため、調理業務以外にも、子どもの学びのために、柔軟に対応してくださっている。その一つが「食育」だ。食育基本法第3条で示されている目的を果たすためには、調理員と子どもたちとのかわり合いは重要である。子どもたちと一緒に調理に関わってくださり、子どもたちの「食育」の学びが深まっている。一方委託校の場合は、仕様書に記載されている調理業務以外の一切の行為を求めることができない。「食育」に関して学校間格差が生じていないか危惧される。また、直営校の調理員は様々な学校行事(運動会・全校遠足・卒業式や離任式など)にも参加し、子どもたちとの交流も深まり、教員との情報共有ができる。卒業式や離任式では、直接子どもたちの感謝の気持ちを聞いて頂くことができる。以上のような理由から、給食調理業務の委託化は、教育的観点からいったん立ち止まって再考が必要であると考えます。



部長答弁：鎌倉市ジェンダー平等プランが目

指す社会に貢献するものと捉えている。

さいたま市では「男女共同参画社会情報誌」の記事として「包括的性教育」が取り上げられている。男女共同参画社会の実現のためには、「包括的性教育」が果たす役割が大きいことが、記事から読み取れる。市民への発信が必要であり図書館への配架も必要であると質した。

質問：学校教育の中で「包括的性教育」の理念

を生かした性教育を行うことは、市が目指す「共生社会の実現」の素地を作ることになる。市長の見解を聞く。

市長答弁：「包括的性教育」の観点も踏まえな

がら、共生社会を目指す上で、必要な啓発に取り組んでいく。

<おもな議案の採決結果と竹田の賛否>

- 陳情 20号 市庁舎の深沢移転は行わないことを求める意見書(竹田反対) → 不採択
- 陳情 29号 政党機関紙の庁内勧誘行為の実態調査を求める陳情(竹田反対) → 採択
- 補正予算 4号(竹田反対) → 可決 左記参照
- 補正予算 5号(竹田賛成) → 可決
- 令和5年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について(竹田賛成) → 可決
- 議会議案 2号 フェアトレードの取り組みを広げる決議について(竹田賛成) → 可決
- 議会議案 3号 持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びを保障することを求める意見書の提出について(竹田賛成) → 可決

鎌倉市の平和推進事業費は、 一般質問②

藤沢市のなんと、1/9

◆子どもたちに「体験格差」を生んだ、市の事業

鎌倉市は1996年から25年間、市民と協働で「平和推進事業」を行ってきた。公募による市民委員で構成された「平和推進実行委員会」の果たした役割は実に大きい。

しかし3年半前、市は市民委員に相談もなく、突然、「平和推進実行委員会を休止する」と通告をした。理由は「若い人を呼び込む、新たな仕組みを検討するための休止」と説明された。休止から3年半が経ち、現状を確認するために一般質問を行うこととした。

質疑から分かったことは、「若者を呼び込む事業の工夫は

も500円。どの家庭も気軽に参加できる額とは言え

してきたが、新たな仕組みが未だ見えていないこと」「一部の市民団体や若者団体に、事業の計画や運営を相談し、いくつかの事業を任せてきたこと」「それ以外の事業は、担当課で事業計画を立ててきたこと」である。このような形は、市がこれまで大切にしてきた、「市民協働」と言えるのだろうか。一部の市民を巻き込んで、平和推進事業を行うのであれば、市民公募による委員会を立ち上げるべきではなかったか。市民の納得が得られるものではない。

鎌倉市が全国に先駆けて「平和都市宣言」を行うことができたのは、鎌倉の先人達の、平和を希求する熱い思いがあったからではないか。今、鎌倉市は「この思いに恥じない平和推進事業が行えているのだろうか」と言わざるを得ない。

持続的な学校の実現と子どもたちの豊かな学び を保障することを求める意見書

総員の賛同を得て可決し、国に送付されました。

<意見書文 概略>

今学校現場は、深刻な教員不足となっている。職員を目指し免許を取得しながら、教員になること断念する若者が増加し、さらに病気休職者や早期退職者が年々増加することで、全国の学校現場では、本来配置すべき教員数を満たしていない「教員の未配置」という状況が生まれ、その数も年々増加している。学校はどの子にとっても、安心して過ごし、豊かに学べる場でなければならない。しかし、教員の未配置により、4月に担任が決まらない学校もあり、1人の担任が2クラスの担任をしたり、専科教諭が配置できないため、担任が授業を穴埋めしたり、中学校では、免許外教科を持たざるを得ない状況も生まれている。このような状況下では、教員が一人ひとりの子どもたちに目が行き届きにくくなり、いじめや不登校に気づきにくくなるなど、子どもたちの心や豊かな学びに大きな支障を来すことになる。この問題を解決するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊な課題であり、最大な課題と言える。



社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、いわゆる「給特法」が適用される教員については、長時間労働が常態化したままになっている。学校の働き方改革を進める観点から、具体的な「業務削減」と、教員の業務負担軽減につながる「教職員定数改善」が必要である。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらに進めること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の見直しを行うこと。
- 2 教職員定数改善に取り組むこと。
- 3 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 4 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書提出する。

令和6年(2024年)10月2日

鎌倉市議会

